

令和4年3月

お客さま各位

朝日信用金庫

総合口座取引規定の一部改定について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和4年4月の改正民法施行により、成年年齢が20歳から18歳に引下げとなりますが、当金庫の当座貸越（総合口座）の取扱いについては、これまでどおり、ご利用対象年齢を満20歳以上とさせていただきます。

これに伴い、下記のとおり総合口座取引規定を一部改定いたします。なお、改定後の規定は本規定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

記

○改定日

令和4年4月1日

○「総合口座取引規定」改定内容

第6条（当座貸越）

第1項 ～抜粋～

【現 在】 預金者が 未成年の場合 は、当座貸越は利用できません。



【改定後】 預金者が 満20歳未満の場合 は、当座貸越は利用できません。

※変更後の「総合口座取引規定」は、当金庫ホームページ内「主な預金規定のご案内」をご参照ください。

以上